

大会運営ガイドライン新型コロナウイルス感染防止対策（令和5年2月26日）（新旧対照表）

（下線部分は改定箇所）

旧	新
<p>【1】 1. 基本理念</p> <p>本ガイドラインは、バレーボールの大会を開催するうえで、参加する選手・役員など全ての運営に携わる方々の安全を優先に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を誘発させないことが目的です。そのためには、大会の主催者(運営者)、参加者には開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府および各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則り、運営していただくようお願いいたします。</p> <p>(略)</p>	<p>【1】 1. 基本理念</p> <p>本ガイドラインは、バレーボールの大会を開催するうえで、参加する選手・役員など全ての運営に携わる方々の安全を優先に考え、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を誘発させないことが目的です。そのために、大会の主催者(運営者)、参加者には開催地に限らず全国の感染状況を注視するとともに、政府および各都道府県をはじめとする自治体方針、各業種別ガイドラインに則ることが大前提ですが、<u>最終的なイベントの開催は、主催者の責任で判断することが求められます。以下の点に留意して大会の運営を行ってください。また、緊急事態措置区域および重点措置区域の都道府県に当たっては、政府および都道府県の示す開催基準に従うことが必要です。</u></p> <p>○ <u>内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に発出される事務連絡によって示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める収容人数・収容率や手続きに従い、開催内容を検討いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課等に相談してください。</u></p> <p>○ <u>収容人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超える場合には、都道府県が定める様式に基づき、感染防止安全計画を策定し、都道府県に確認を受ける必要があります。安全計画を策定しないイベントについては、大会開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストを大会主催者等がHP等で公表し、大会終了日から1年間保管してください。</u></p> <p>○ <u>なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が発令された場合には、政府および都道府県の示す開催基準に従うことが必要です。</u></p> <p>(略)</p>

旧

新

【1】 2. 大会(講習会・研修会)の開催方針

(略)

(参考2) <https://corona.go.jp/proposal/>

(参考3)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220218.pdf

【1】 2. 大会(講習会・研修会)の開催方針

(略)

(参考2) <https://corona.go.jp/proposal/>

(参考3)

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf

【感染状況に応じたイベント開催制限等の概要】

感染状況に応じたイベント開催制限等について

別紙1

		安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人又は収容定員50% のいずれか大きい方
	収容率上限 (注2)	100%	
重点措置 区域	人数上限(注2)	収容定員まで(注3)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	時短	原則要請なし(注5)	原則要請なし(注5)
	人数上限(注2)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注6)	5,000人
	収容率上限 (注2)	100%(注4)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能
(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)
(注2) 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)
(注3) 地域の実情に応じて、都道府県知事の判断により、人数上限の制限を行うことも可能とする
(注4) 緊急事態措置区域、重点措置区域における安全計画策定イベントでは、基本的に「大声なし」の担保が前提
(注5) 都道府県知事の判断により要請を行うことも可能
(注6) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。都道府県の判断により、対象者全員検査の活用を行わないことも可能

旧	新
<p>【1】 3. 参加者に求める感染拡大防止措置</p> <p>大会および講習会・研修会等の主催者は参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めてください。参加者の安全を確保するため、これを遵守できない参加者には大会等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることを周知してください。なお、大会等の主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置として、以下が挙げられます。</p> <p>① 次の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせること（大会当日に書面で確認を行う）</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合） イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合 ウ 直近14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合 <p>② マスクを持参すること（受付や着替え等の競技を行っていない時、また会話をする際には、マスクを着用すること）——(2023年3月13日以降適用)</p> <p>③ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館・退館時 ・食事の前後 ・トイレの後 <p>④ 他の参加者、主催者スタッフとの距離を確保すること（できるだけ2m以上）（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）</p> <p>⑤ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと</p> <p>⑥ 大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること</p>	<p>【1】 3. 参加者に求める感染拡大防止措置</p> <p>大会および講習会・研修会等の主催者は参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めてください。参加者の安全を確保するため、これを遵守できない参加者には大会等への参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることを周知してください。なお、大会等の主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置として、以下が挙げられます。</p> <p>① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、自主的に参加を見合わせること</p> <p>② <u>過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせること</u></p> <p>③ <u>各地域で取り組まれている通知サービス、通知アプリケーション等を活用すること</u></p> <p>④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を行うこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入館・退館時 ・食事の前後 ・トイレの後 <p>⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く）</p> <p>⑥ 換気の徹底や人と人とが触れ合わない程度の距離を保つこと</p> <p>⑦ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置を遵守し、主催者の指示に従うこと</p> <p>⑧ <u>大会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること</u></p>

旧	新
<p>【1】 4. 大会当日の受付時の留意事項</p> <p>大会の主催者は、大会当日の受付時に参加者が密になることの防止や、安全に大会を開催するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。</p> <p>① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること</p> <p>② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼び掛けること</p> <p>（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し、入場を制限することも考えられる）</p> <p>③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること</p> <p>④ 参加者が距離をおいて並べるように目印の設置等を行うこと</p> <p>⑤ 受付を行うスタッフには、マスク（必要に応じてフェイスシールド）を着用させること</p>	<p>【1】 4. 大会当日の受付時の留意事項</p> <p>大会の主催者は、大会当日の受付時に参加者が密になることの防止や、安全に大会を開催するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。</p> <p>① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること</p> <p>② <u>参加費等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避けること</u></p> <p>③ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、<u>貼紙などにより注意を促すこと</u>（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。<u>また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じることも検討する</u>）</p> <p>④ 人と人が長時間対面する場所は、<u>換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること（※）</u></p> <p><u>（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあつては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること <p>⑤ 参加者が距離をおいて（人と人とが触れ合わない間隔）並べるよう周知等を行うこと</p>

旧	新
	<p>⑥ <u>受付を行うスタッフのマスク（※）は個人の判断に委ねること（2023年3月13日以降適用）</u> <u>（※）聴覚障がいを持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる</u></p> <p>⑦ <u>インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること</u></p> <p>⑧ <u>当日だけでなく、イベント前日にも受付を行うなど当日の混雑を極力避けること</u></p> <p>⑨ <u>イベント参加者に対し、各地域の通知サービス・通知アプリ等の登録・利用者のQRコード読み取りを促すこと</u></p>

旧	新
<p>【1】 5. 記載なし</p>	<p>【1】 5. 大会参加者への対応</p> <p>①マスクの着用について（2023年3月13日以降適用）</p> <p>個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とします。重症化リスクの高い人等に感染させない配慮は継続しながら、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されることを踏まえ、主催者から必ずしもマスクの着用を呼びかける必要はありません。ただし、感染が大きく拡大している場合には、大会の主催者の判断により、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、感染対策を求めることも許容されます。なお、審判員がその任務に当たる場合には、マスクの着用またはホイッスルカバーを着用することとします。</p> <p>【参考】</p> <p>○厚生労働省HP「マスクの着用について」 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」（2023年2月10日） https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryoku/kihon_r2_050210.pdf</p> <p>②大会参加前後の留意事項</p> <p>大会に参加する個人や団体は、大会の前後のミーティングにおいても、三つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）を避けること、感染対策に十分に配慮することが求められます。イベント前後での懇親会等を開催する場合は飲食時の感染対策を徹底することが求められます。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、混雑を避けて利用することが求められます。</p>

旧	新
<p data-bbox="212 303 414 327">【2】 2. 諸室(控室)</p> <p data-bbox="201 383 1108 574">チーム控室、更衣室、競技役員控室、補助役員控室、荷物置き場など休憩→待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。大会等の主催者は、更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備をお願いします。</p> <p data-bbox="201 590 1108 861">① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く） ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する等の措置を講じること ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取っ手やテーブル、椅子等）については、<u>こまめに消毒すること</u> ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること</p>	<p data-bbox="1131 303 1332 327">【2】 2. 諸室(控室)</p> <p data-bbox="1120 383 2027 574">チーム控室、更衣室(<u>シャワー室を含む</u>)、競技役員控室、補助役員控室、荷物置き場等の<u>共用部分</u>は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。大会等の主催者は、更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備をお願いします。</p> <p data-bbox="1120 590 2027 1029">① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること（障がい者の介助を行う場合を除く） ② 広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限するとともに、<u>人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどの対策を行う</u>等の措置を講じること ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、<u>手すり</u>、<u>ロッカーの取手</u>、テーブル、椅子等）については、<u>定期的に消毒すること</u> ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること ⑤ <u>入退室の前後での手洗いを徹底すること（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること）</u></p>

旧	新
<p>【2】 3. 手洗い場・洗面所（トイレ）</p> <p>① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること</p> <p>② 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意すること</p> <p>④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること</p> <p>⑤ 手指を乾燥させる設備については使用しないこと、参加者にマイタオルの持参を求めること</p> <p>⑥ 洗面所（トイレ）についても感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。</p> <p>⑦ トイレ内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒すること</p> <p>⑧ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示すること</p> <p>【2】 4. 記載なし</p>	<p>【2】 3. 手洗い場・洗面所（トイレ）</p> <p>① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること</p> <p>② <u>厚生労働省が作成する啓発資料「手洗いについて」等の掲示をすること</u></p> <p>③ <u>手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい）</u></p> <p>④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること</p> <p>【2】 4. 飲食</p> <p><u>飲食は指定場所以外で行わず、身体的な距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること、また大会主催者は、飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。なお、飲食物の提供時には、飲食店に準拠した対応をする必要がありますので、以下の事項の他、現行の飲食店ガイドラインやルール、各都道府県の要請等に従うようにしてください。</u></p> <p>① <u>参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること</u></p> <p>② <u>利用者が密な状態になるおそれがある場合は、利用時間をずらす、人と人との十分な間隔を空けた利用の徹底、入場制限等を行うこと</u></p>

旧	新
<p>【2】 4. 観客席</p> <p>大会の観戦において観客も参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとることが必要です。 （現状は50%、収容総数の1/2）</p> <p>① 大声での声援を送らないことや会話を控えてください。</p> <p>② 会話をする場合にはマスクを着用することや外履き等の留意事項を周知ください。 （アナウンスでの周知） （2023年3月13日以降適用）</p> <p>③ 屋内で競技を実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行ってください。試合中は遮光の関係で暗幕を閉じる必要が出てきます。窓を開けながら行うとしても気温上昇にともない、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが大切です。具体的には空調設備や必要に応じて扇風機を活用するなどの工夫を心掛けてください。</p> <p>(略)</p>	<p>【2】 5. 観客席</p> <p><u>観客同士が密な状態とならないよう、観客間の適切な距離の確保を促すことが求められます。人と人が触れ合わない間隔を維持し、また、参加者の規模に応じて、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことも推奨します。収容人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超える場合には、都道府県が定める様式に基づき、感染防止安全計画を策定し、都道府県に確認を受ける必要があります。安全計画を策定しないイベントについては、大会開催時に必要となる感染防止策への対応状況をチェック形式で確認するチェックリストを大会主催者等がHP等で公表し、大会終了日から1年間保管してください。</u></p> <p>【2】 6. 会場</p> <p>① 屋内で競技を実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行ってください。試合中は遮光の関係で暗幕を閉じる必要が出てきます。窓を開けながら行うとしても気温上昇にともない、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うことが大切です。具体的には<u>機械換気による常時換気又は窓開け換気が必要です。必要な換気量（一人当たり換気量30m3/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度は概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）としてください。機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開けを行ってください。機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%が望ましいとされています。なお、必要な換気量を確保できない場合は、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も考えられます。施設の使用に当たっては、スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談</u></p>

旧	新
<p data-bbox="210 472 394 499">【2】 8. 記載なし</p> <p data-bbox="201 1289 241 1316">(略)</p> <p data-bbox="197 1331 775 1358">⑨大きな声出しは控え、飛沫防止を徹底してください</p>	<p data-bbox="1146 309 1697 336"><u>しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。</u></p> <p data-bbox="1120 392 1167 419">(略)</p> <p data-bbox="1131 472 1391 499">【2】 8. 大会役員の管理</p> <p data-bbox="1120 555 2031 624"><u>大会の主催者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、役員の管理等について以下の事項を実施することが求められます。</u></p> <p data-bbox="1120 638 1971 707">① <u>「新しい生活様式」等の案内物を活用して、スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること</u></p> <p data-bbox="1120 721 1944 748">② <u>普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること</u></p> <p data-bbox="1120 762 1899 831">③ <u>発熱または風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を促すこと</u></p> <p data-bbox="1120 845 1980 914">④ <u>ワクチン接種については、厚生労働省HPの「新型コロナワクチンについて」等を参照すること</u></p> <p data-bbox="1120 928 1989 1077">⑤ <u>主催者としてスタッフの検査を実施する必要がある場合は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（令和4年10月19日）等を参照すること</u></p> <p data-bbox="1120 1091 1971 1160">⑥ <u>事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を積極的に検討すること</u></p> <p data-bbox="1131 1212 1458 1240">【2】 9. 競技関連(試合・練習)</p> <p data-bbox="1120 1295 1167 1323">(略)</p> <p data-bbox="1120 1337 1223 1364">⑨を削除</p>

旧	新
<p>【2】 9-1. 競技に関する留意事項</p> <p>(略)</p> <p>【3】 1. 参加者の入館について</p> <p>受付にて (IDパステック) → 手指の消毒 → 検温 → 健康管理シートの提出 を<u>お願いします</u>。</p> <p>(略)</p> <p>【3】 3. 大会役員の受付</p> <p>(略)</p>	<p>【2】 9-1. 競技に関する留意事項</p> <p>(略) 変更なし</p> <p>【3】 1. 参加者の入館について</p> <p>受付にて (IDパステック) → 手指の消毒 → 検温 → 健康チェック シートの提出を<u>推奨</u>いたします。</p> <p>(略)</p> <p>【3】 3. 大会役員の受付</p> <p>推奨を追記。検温済みの目印となるシールについての記載を削除。</p> <p>(略)</p>

旧	新
<p>【4】 1. 基本的な感染予防策</p> <p>①関係業者、大会関係スタッフ数が必要最小限になるよう調整する。</p> <p>②マスクを持参し、館内では着用する。 (2023年3月13日以降適用)</p> <p>③主審、副審は事前検査を実施する。(Vリーグ、天皇杯・皇后杯大会等で実施)</p> <p>④その他、選手と近い接触が予測される役員(競技役員)はフェイスシールドを着用する。</p> <p>⑤大会期間中(移動するとき、競技を行っていないとき、ベンチにいるとき、会話をするときを含む)はマスクを着用する。</p> <p>⑥小まめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する。(入館・退館時、食事の前後、トイレの後、競技後など)</p> <p>⑦食事時は密を避け、黙食を徹底する。</p> <p>⑧他者との距離(できるだけ2m以上)を確保する。 ※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く</p> <p>⑨大会中および大会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、大会主催者へ速やかに報告する。</p> <p>⑩ADカードはイベント後返却不要とする。※当日申請は行わない。</p> <p>⑪出入口に顔認証検温器/非接触体温計を設置し、入館時に検温を行う。</p>	<p>【4】 1. 基本的な感染予防策</p> <p>①関係業者、大会関係スタッフ数が必要最小限になるよう調整する</p> <p>②主審、副審は事前検査を実施する (Vリーグ、天皇杯・皇后杯大会等で実施)</p> <p>③その他、選手と近い接触が予測される役員(競技役員)はフェイスシールドを推奨する</p> <p>④小まめな手洗い、アルコール等による手指消毒を実施する (入館・退館時、食事の前後、トイレの後、競技後など)</p> <p>⑤ 食事時は密を避け、黙食を推奨する</p> <p>⑥ 他者との距離を確保する ※障がい者の誘導や介助を行う場合を除く</p> <p>⑦ <u>大会で新型コロナウイルス感染症を発症した場合</u>は、大会主催者へ速やかに報告する</p> <p>⑧ 出入口に顔認証検温器/非接触体温計を設置し、入館時に検温を行う</p>

旧	新
<p>⑫ 入館時に健康チェックを行う。 ※大会前2週間における以下事項の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 37.5℃を超える発熱 ※超える場合は入場できません イ) 咳や喉の痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常 ウ) 身体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、疲れやすい、息苦しい（呼吸困難）等 エ) 新型コロナウイルス感染症と診断されたものとの濃厚接触がある オ) 同居家族や身近な知人の中で感染が疑われる方がいる <p>⇒ア)～オ)に該当がある場合は入場不可</p> <p>⑬ 関係者のうち、入国対象者との間で濃厚接触者となりえる接触のあった者は、活動終了後14日間自主隔離をする。（※濃厚接触者にならない者も、14日間の健康観察を実施する。）</p> <p>【4】 2. 新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について</p> <p>(略)</p>	<p>⑨ 入館時に健康チェックを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) 37.5℃を超える発熱 ※超える場合は入場できません イ) 咳や喉の痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常 ウ) 身体が重く感じる（だるさ、倦怠感）、疲れやすい、息苦しい（呼吸困難）等 エ) 新型コロナウイルス感染症と診断されたものとの濃厚接触者 オ) 同居家族や身近な知人の中で感染が疑われる方がいる <p>⇒ア)～オ)に該当がある場合は入場不可</p> <p>【4】 2. 新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口について</p> <p>(略) 変更なし</p>

旧	新
<p>[4] 3. 観客の健康チェックについて</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目に該当する方は入場不可とする。☒</p> <p>[1]過去1週間以内から現在までに下記ア)～カ)を含む体調不良のある方</p> <p>ア) 37.5℃を超える発熱 ※超える場合は入場できません</p> <p>イ) 咳や喉の痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常</p> <p>ウ) 身体が重く感じる(だるさ、倦怠感)、疲れやすい、息苦しい(呼吸困難)等</p> <p>エ) 新型コロナウイルス感染症要請とされたものとの濃厚接触の有無</p> <p>オ) 同居家族や身近な知人の中で感染が疑われる方の有無</p> <p>カ) 政府から入国制限、入国後の観察期間を必要されている国・地域等への渡航または当該在住者との濃厚接触の有無</p> <p>[2]PCR検査陽性歴がある方で、下記①～④のいずれか1つでもあてはまる方</p> <p>①有症状者で、発症日から<u>10日未滿</u>、かつ、症状軽快後<u>72時間以内</u></p> <p>②有症状者で、症状軽快後24時間以上の間隔をあげ、2回のPCR検査で陰性を確認できていない</p> <p>③無症状病原体保有者で、陰性確認から<u>10日未滿</u></p> <p>④無症状病原体保有者で、検体採取日から6日間経過後、24時間以上の間隔をあげ2回のPCR検査で陰性を確認できていない☒</p> <p>[3]新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触者</p>	<p>[4] 3. 観客の健康チェックについて</p> <p>・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下の項目に該当する方は入場不可とする。☒</p> <p>[1] 当日、下記ア)～ウ)を含む体調不良のある方</p> <p>ア) 37.5℃を超える発熱 ※超える場合は入場できません</p> <p>イ) 咳や喉の痛みなど風邪の症状、嗅覚や味覚の異常</p> <p>ウ) 身体が重く感じる(だるさ、倦怠感)、疲れやすい、息苦しい(呼吸困難)等</p> <p>エ) 同居家族や身近な知人の中で感染が疑われる方の有無</p> <p>[2]PCR検査陽性歴がある方で、下記①～②のいずれか1つでもあてはまる方</p> <p>①有症状者で、発症日から<u>7日以内</u>、かつ、症状軽快後<u>24時間以内</u></p> <p>②無症状病原体保有者で、<u>検体採取日を0日目として7日以内</u> (5日目の抗原定性検査キット(体外診断用医薬品又は第1類医薬品)による検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後(6日目)から療養の解除が可能)</p> <p>[3]新型コロナウイルス感染症陽性とされた方との濃厚接触者</p>

旧	新
<p>[4]同居する家族が濃厚接触者</p> <p>[5]家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる。又は、家族に[1]ア)～カ) いずれかの体調不良がある</p> <p>[6]過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への滞在または当該地域等在住者との濃厚接触がある</p> <p>[7]マスク非着用の方— (2023年3月13日以降適用)</p> <p>【4】 4. 観客の会場での注意事項</p> <p>①来場時、試合観戦時には必ずマスクの着用をする。(飲食時のみを除く) (2023年3月13日以降適用)</p> <p>②観客同士の距離を確保するため、座席の間隔を空けて入場券を販売する。</p> <p>③観戦終了後も座席番号等が確認できるよう、最低14日間はチケットを保管する。</p> <p>④入退場の際は係員の指示に従う。</p> <p>⑤こまめな手洗い、アルコール消毒液による手指消毒、咳エチケットの遵守の徹底。</p> <p>⑥会場内の移動はできるだけ最小限に留め、不要な移動は控える。移動する際、入退場の際は人との距離を十分に確保。</p> <p>⑦館内での食事は原則禁止とする。(軽食は可)</p> <p>⑧感染防止のため、日本バレーボール協会が決めた事項・指示に従う。</p> <p>⑨感染拡大防止の観点から、選手が会場内へ入退場する際の出待ちや選手への差し入れ等は禁止。</p> <p>⑩接触確認アプリCOCOAの使用を推奨する。</p> <p>⑪自由席の座席移動は極力控える。</p>	<p>【4】 4. 観客の会場での注意事項</p> <p>①観戦終了後も座席番号等が確認できるよう、最低14日間はチケットを保管する</p> <p>②入退場の際は係員の指示に従う</p> <p>③こまめな手洗い、アルコール消毒液による手指消毒、咳エチケットの遵守の徹底</p> <p>④会場内の移動はできるだけ最小限に留め、不要な移動は控える。移動する際、入退場の際は人との距離を十分に確保</p> <p>⑤館内での飲食は主催者から指定されたエリアで行う</p> <p>⑥感染防止のため、日本バレーボール協会が決めた事項・指示に従う</p> <p>⑦選手が会場内へ入退場する際の出待ちや選手への差し入れ等は禁止。<u>密にならず身体が触れ合わない運用が主催者として準備できる場合は可</u></p> <p>⑧自由席の座席移動は極力控える</p>

旧	新
<p>【4】 5. 応援等で禁止する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 声を出しての応援、メガホンの利用 ② マスクを外した応援（指笛など） ③ 人と接触する応援（ハイタッチ・肩組みなど） ④ 大旗を振る ⑤ 応援マフラータオルを振り回す ⑥ スティックバルーンの使用（息で膨らませるため） <p>【4】 6. 応援等で容認される行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 拍手や手拍子 ② 応援マフラータオルや応援うちわを自席で掲げる 	<p>【4】 5. 応援等で禁止する行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 人と接触する応援（ハイタッチ・肩組みなど） <p>【4】 6. 応援等で容認される行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 声出し応援 ② 拍手や手拍子 ③ 旗や応援マフラータオルを振る（他のお客様のご迷惑にならない範囲でのみ可） ④ スティックバルーンの使用（息で膨らませず、空気入れを使用する場合のみ可）